

関係各位

病院実習、病院見学の受入れについて

センター長 遠藤 俊輔

平素より大変お世話になっております。

新型コロナウイルス感染症流行に伴い受入れを中止しておりました実習、見学について、以下の内容を遵守いただくことを条件に受入れを行っております。

【当センターの方針】

○緊急事態宣言が発出された場合

- 1 緊急事態宣言が発出されている都道府県からの実習、見学は受入れません。
- 2 埼玉県に緊急事態宣言が発出された場合は、受入れを制限します。
- 3 実習期間中に緊急事態宣言が発出された場合は、新規の実習、見学は受入れず、継続中の実習は、実習の進捗状況を見て協議します。

○まん延防止等重点措置が発出された場合

- 1 まん延防止等重点措置が発出された場合であっても(都道府県を問わず)、原則として実習、見学の受け入れを継続する方針です。
- 2 ただし、当センターから特段指示があった場合には従っていただきます。

【病院実習、病院見学受入の条件】

- 1 来院までの1週間及び在院期間内に同居者も含めて発熱、全身倦怠感、気道症状がないこと。
- 2 日常生活において新型コロナウイルス感染症を踏まえた新たな生活様式を実践していること。
- 3 病院来院前1週間、下記の行動・参加について同居者も含めて自粛すること。
 - ① 公共交通機関を利用する国内・国外旅行
 - ② 不特定多数が参加する集会、会議、研究会等
 - ③ 多人数での食事会、宴会等（対面15分以上の話しながらの食事を含む）
 - ④ 不特定多数と長時間屋内で過ごすイベント等

（例）繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等
- 4 来院までの1週間及び在院期間内に繁華街の接待を伴う飲食店等でのアルバイトをしないこと。
- 5 医療関係に従事する方は
 - ① 勤務する医療機関で院内感染がないこと。
 - ② 勤務中に標準予防策を徹底していること。
- 6 病院までの移動中の感染予防を厳密に行うこと。
- 7 病院内ではサージカルマスクの常時着用とともに手指衛生を含めた標準予防策を徹底すること。
- 8 実習、見学前に新型コロナワクチン3回目接種を受けていること。
- 9 新型コロナワクチン3回目接種を受けていない場合には、実習、見学期間中は抗原検査キットにより毎日自主的に検査すること(陰性の場合に実習、見学が可能。抗原検査キットは各自準備すること)。

なお、実習に際しては別添の「誓約書」のご提出をお願いしております。ご協力をお願い致します。

誓約書

自治医科大学附属さいたま医療センターでの病院実習、病院見学、採用試験を行うにあたり、新型コロナウイルス等による感染拡大防止のため、下記の各項を確認・承諾し、誓約いたします。

記

下記□の全て(6.、7.はいずれか一方)に✓を入れ、氏名を自署で記入してください。

- ☐ 1. 来院前1週間に同居者を含めて発熱、全身倦怠感、気道症状、味覚・嗅覚異常などの症状がないことを報告します。また、来院後に同居者を含めて症状が出現した場合は速やかに申し出て指示に従います。
- ☐ 2. 来院前1週間に下記の行動・参加を同居者を含めて自粛します。
 - ①公共交通機関を利用する国内・国外旅行
 - ②不特定多数が参加する集会、会議、研究会等
 - ③多人数での食事会、宴会等
 - ④不特定多数と長時間屋内で過ごすイベント等(例) 繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等
- ☐ 3. 来院までの1週間及び在院期間内に繁華街の接待を伴う飲食店等でのアルバイトをしません。
- ☐ 4. 病院までの移動中は、感染予防を厳密に行います。
- ☐ 5. 病院内ではサージカルマスクの常時着用とともに手指衛生を含めた標準予防策を徹底します。
- ☐ 6. 新型コロナワクチン3回目接種を病院実習、病院見学、採用試験の前に接種済です。
- ☐ 7. 新型コロナワクチン3回目接種を受けていないため、実習、見学期間中は抗原検査キットにより毎日自主的に検査し、陰性の場合にのみ実習、見学等に参加します。また、必要な抗原検査キットは準備します。
- ☐ 8. 日本国政府または埼玉県知事による緊急事態宣言等が発せられ、病院実習、病院見学、採用試験が中止となる場合は、自治医科大学附属さいたま医療センターの指示に従うことに同意します。
- ☐ 9. 緊急事態宣言等により病院実習、病院見学、採用試験が中止になった場合は異議を申し立てません。

以上

令和 年 月 日

氏名(自署) _____